

あきる野市教育委員会 4 月定例会会議録

- 1 開催日 平成 29 年 4 月 20 日（木）
- 2 開催時刻 午後 2 時 00 分
- 3 終了時刻 午後 2 時 52 分
- 4 場所 あきる野市役所 5 階 505 会議室
- 5 日程

日程第 1 議案第 8 号 あきる野市社会教育委員の解職及び委嘱について

日程第 2 報告第 2 号 臨時代理した教育委員会の職員の人事異動に関する報告及び承認について

日程第 3 報告事項（1）あきる野市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱の一部改正について

日程第 4 報告事項（2）あきる野市就学援助費支給要綱の一部改正について

日程第 5 報告事項（3）平成 29 年度使用教科用図書採択事務について

日程第 6 教育長及び教育委員報告
- 6 出席委員

教 育 長	私 市 豊
教育長職務代理者	田野倉 美 保
委 員	丹 治 充
委 員	宮 田 正 彦
委 員	小 西 フミ子
- 7 欠席委員 なし
- 8 事務局出席者

教 育 部 長	小 林 賢 司
指導担当部長	鈴 木 裕 行
生涯学習担当部長	佐 藤 幸 広
教育総務課長	宮 田 健一郎
教育施設担当課長	岩 崎 徹

学 校 給 食 課 長	宮 崎 勝 央
指 導 担 当 課 長	間 嶋 健
生涯学習推進課長	松 島 満
スポーツ推進課長	吉 岡 賢
図 書 館 長	山 根 悟
指 導 主 事	雑 賀 亜 希
指 導 主 事	若 泉 寿 人

9 事務局欠席者 なし

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

教育長（私市 豊君）

それでは、4 月の定例会を始めさせていただきます。

今、新しい事務局の幹部職員の紹介がありました。学校側ではこの春の異動で 5 人の副校長が新しく就任されております。小学校で 4 校、中学校で 1 校でございます。そういう新しい体制で平成 29 年度がスタートいたしました。教育委員の先生方には教育行政のご指導をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、ただいまからあきる野市教育委員会 4 月定例会を開催いたします。

本日は教育委員全員が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

本日、傍聴の希望がありますので、許可したいと思います。

それでは、議事日程に従って会議を進めます。

まず、議事録署名委員の指名については、小西委員と田野倉委員を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 1 議案第 8 号あきる野市社会教育委員の解職及び委嘱についてを上程します。

本件は人事案件になりますので、非公開で会議を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、非公開で会議を進めます。

傍聴人の方は退席をお願いいたします。

＝非公開＝

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第 1 議案第 8 号あきる野市社会教育委員の解職及び委嘱については、原案のとおり承認することに異議はございませんでしょうか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第 1 議案第 8 号あきる野市社会教育委員の解職及び委嘱については、原案のとおり承認されました。

それでは、傍聴人の入室を許可します。

続きまして、日程第 2 報告第 2 号臨時代理した教育委員会の職員の人事異動に関する報告及び承認についてを上程します。

それでは、説明を教育部長、お願いいたします。

教育部長。

教育部長（小林賢司君）

それでは、説明をさせていただきます。

報告第2号臨時代理した教育委員会の職員の人事異動に関する報告及び承認について。教育委員会事務局の課長級の職以上の人事異動について、あきる野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同規則第4条第2項の規定によりこれを報告し委員会の承認を求めるものでございます。平成29年4月20日、報告者、あきる野市教育委員会教育長、私市豊。

次のページの別紙をごらんいただきたいと思います。ただいま申し上げました教育委員会事務局の課長職以上の人事異動の事務処理につきましては、平成29年3月31日に臨時代理しましたので、内容につきまして説明をさせていただきます。

それでは、表につきまして、氏名、新旧の職名、備考の順に読み上げさせていただきます。なお、敬称は略させていただきます。

まず、平成29年3月31日付の人事の発令につきましては、関谷学、勸奨退職、教育部生涯学習担当部長の1名でございます。

次に、平成29年4月1日付の人事の発令につきましては、肝付俊朗、東京都教育委員会、教育部指導担当部長（教育部指導室長事務取扱）、東京都へ帰任。鈴木裕行、教育部指導担当部長（教育部指導室長事務取扱）、東京都教育委員会、東京都から派遣。佐藤幸広、教育部生涯学習担当部長、総務部職員課長。岩崎徹、都市整備部施設営繕課長あわせて教育部教育総務課教育施設担当課長、都市整備部施設営繕課長補佐あわせて教育部教育総務課長補佐。松島満、教育部生涯学習推進課長、教育部図書館長。吉岡賢、教育部スポーツ推進課長、教育部スポーツ・公民館担当課長、組織改正。山根悟、教育部図書館長、総務部職員課長補佐（研修厚生係長事務取扱）の7名でございます。

説明は以上となります。よろしくご承認のほどお願いいたします。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第2 報告第2号臨時代理した教育委員会の職員の人事異動に関する報告及び承認については、原案のとおり承認することに異議はございませんでしょうか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第2 報告第2号臨時代理した教育委員会の職員の人事異動に関する報告及び承認については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第3 報告事項（1）、あきる野市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱の一部改正について、報告者は説明をお願いします。

図書館長。

図書館長（山根 悟君）

あきる野市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱の一部改正についてご報告させていただきます。

子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき策定をしております。第2次あきる野市子ども読書活動推進計画が改訂時期を迎えますことから第3次計画の策定をいたします。このことに伴いまして法を整理する必要があることから、あきる野市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱の一部を改正したものでございます。

改正点につきましては、ごらんの2点になります。まず、第1条中の「第2次」を削るとなっております。これはこの計画の策定が、今後も第4次、それから5次というように続いていくことが見込まれますことから、そのときにもその都度一部改正しなくても対応ができるようにしたものでございます。

続きまして、2点目が、第6条を削り1条ずつ繰り上げるというものでございます。この6条につきましては謝礼に関することを定めたものでございまして、初めて計画を策定するときにはノウハウなどございましたので、大学教授などをお願いしまして報償費をお支払いした経緯がございます。その後、第2次の計画の策定を経て、今回第3次の策定につきましては、国や東京都の第3次計画が既に示されております。それから、これまでのこの制度の取り組み状況などから、計画の方向性なども明確になっております。これによりまして、第3次につきましては大きな変更がないという見込みがあること。それから、第1次、第2次計画の策定ですとか、事業の蓄積や経験をもとにして地元の地域の状態によって策定ができる見込みがあることなどから、市民の協働というのもございまして、さらに経費の削減を図りながら検討委員会を組織して策定をしていくというものでございます。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。

質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第4 報告事項（2）、あきる野市就学援助費支給要綱の一部改正について、報告者は説明をお願いいたします。

教育総務課長。

教育総務課長（宮田健一郎君）

それでは、ご報告をさせていただきます。

初めに、改正の趣旨でございますが、就学援助費につきましては、現在当該児童生徒が入学または進級した年度において、申請、審査を経て認定となった保護者に要綱に基づき支給を行っております。このたび改正いたしますのは、保護者のさらなる負担軽減を図るために、新小学1年生及び新中学1年生になったときの支給項目であります新入学児童生

徒学用品費につきまして、実際に入学のために準備を行った入学前年度の3月に支給ができるように日程を整理するほか、必要な文言整理を行うため改正するものでございます。

本日は、改正文とともにお配りをさせていただきました新旧対照表を使用して、主要綱の改正内容につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。初めに、第2条、支給対象者の2行目からの下線部でございます。今まで「市内の公立学校」としていた表記を、「あきる野市学校設置条例に規定する小中学校」という表記に直したものでございます。

続きまして、その下の部分になります。保護者の規定の後ですが、「小学校又は中学校に入学する前年度の2月1日（以下「基準日」という。）において市内に住所を有し、又は基準日までに翌年度市立学校に入学することを教育委員会が承諾した未就学児及び児童の保護者」を加えるものでございます。これは事前支給を行うに当たりまして、基準日を定めるものでございます。また、事情により住所の移動ができず、居住の実態により就学を認めた方についても含めるものでございます。

次に、裏になります。第2条の（10）になっているところ、第10号となります。こちらのほうを改めております。アといたしまして、「当該年度の前年の保護者及び保護者と同一世帯に属する者の総収入金額（事業収入等（譲渡所得は除く。）は、必要経費控除後の金額に当該年度の所得控除額を加算した額。）が、次条に規定する基準により算定した額の1.5倍以下の世帯の者」。

イといたしまして、「小学校又は中学校に入学する年度の前々年の保護者及び保護者と同一世帯に属する者の総収入金額が、基準需要額の1.5倍以下の世帯の者」となります。

このアにつきましては、従来の支給項目に対して、前年の世帯の総収入で認定審査を行う場合。イにつきましては、新入学児童生徒学用品費の認定審査を行う場合の基準となっております。

続きまして、第4条になります。4条の第2項になりますが、第2項では、小学校入学前に新入学児童生徒学用品費の支給を受けるための申請に関する規定を新たに加えるものでございます。加える条文につきましては、「翌年度小学校第1学年になる未就学児の保護者で新入学児童生徒学用品費の支給を受けようとするものは、教育委員会が指定する日までに就学援助費（新入学児童生徒学用品費）入学前支給申請書（様式第2号）に関係書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない」というものを加えるものでございます。教育委員会が指定する日につきましては、基準日が2月1日となっておりますので、1月末日としております。この1月末日が土日にかかる場合は、その明けた最初の平日の窓口受け付け分まで申請の期限といたします。また、郵送につきましては、1月31日消印までを有効という形で規定をしてまいりたいと思っております。

続きまして、6条になります。こちらは支給項目等ということになります。従来第1項の条文ですが、号立てに改めて表記をしております。第1号の（1）でございますが、「第2条第1号に該当する者」の修学旅行費及び医療費、こちらにつきましては生活保護受給世帯が対象となるものでございます。

第2号（2）のところですが。「第2条第10号アに該当する者（前号の者を除く。）」は、「新入学児童生徒学用品費以外のもの」を受給する世帯ということになります。

第3号（3）の「第2条第10号イに該当する者」につきましては、新入学児童生徒学

用品費の受給世帯ということになります。

続きまして、第10条の部分になります。以前はこの10条では委任という項目がございましたが、この委任という項目を削りまして、認定要件喪失等による認定取り消しを明確にするために、支給認定の取り消しに関する規定を新たに10条に規定をいたしました。それとともにこの10条の規定を受けて、第11条としまして就学援助費の返還に関する規定を加えているものでございます。

続きまして、別表、最後のページになります。別表6の部分になります。別表中ですが、「対象学年」としておりましたものを「対象学年等」に、「支給額等」を「支給額」に改めております。新入学児童生徒学用品費を入学前に支給できるように規定を改めております。

対象学年等の項でございますけれども、「翌年度小学校第1学年になる未就学児又は小学校第1学年（4月1日適用者に限る。）」と「小学校第6学年又は中学校第1学年（4月1日適用者に限る。）」にしております。

支給額の項につきましては、「入学する年度の前年度の国の定める基準額とする。」というように改めております。

最後でございますけれども、入学児童生徒学用品費を初め他の費目につきまして、他地域、あきる野市以外の区市町村と二重支給等を避けるために、第6条第3項のところに表記してございますけれども、「支給認定を受けた者が他の区市町村から支給を受けることができる又は既に支給を受けている項目については、支給しない」というものを設けております。他市における支給状況の確認及び転出した際に、他区市町村の教育委員会に情報提供することにつきましては、申請書の部分ですね、保護者に同意をとるようにしております。この入学児童生徒学用品費の小学校入学前及び中学校進学前資金につきましては、平成30年度以降の該当者から適用するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。

質問がありましたらお願いをいたします。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

今の説明はわかりました。新旧対照表で見ればわかるのですが、配っていただいている資料の就学援助費の要綱の一部改正についての3ページ目のところに、表が空欄のブランクの表がありますね。その上の部分のところが、ちょっと私にはよく意味がわからなかったのですけれども。

教育総務課長（宮田健一郎君）

この表記ですね。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

はい。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（宮田健一郎君）

ここなのですけれども、実はこの上のところが（２）で文章が入ってしまっていて、２行目の「受」のところが１文字あいていると思います。これなのですが、色をつけていった表がありますのでそれで説明します。イメージといたしましては、ここの上から３行まで、これをこの下の２、３、４に修正しますといった表記です。これは法規の直し方のようで、こういう指導があったようなのですが、私も少しわかりづらかったのですが、こういったつくりをするそうです。上から３行目の２のところですね、そこ３行目までを、その以下の２から４の提供されることに変更しますという、そういう表し方です。わかりづらくて大変申しわけありません。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

ありがとうございます。

教育総務課長（宮田健一郎君）

表もこの上の表をこっちにという、そういう条文、あらわし方をするそうです。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

納得しました。

教育長（私市 豊君）

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第５ 報告事項（３）、平成２９年度使用教科用図書採択事務について、報告者は説明をお願いいたします。

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

それでは、私から平成２９年度使用教科用図書採択事務についてご報告させていただきます。

平成２９年度は、小学校「特別の教科 道徳」使用教科用図書の採択の年度でございます。資料をめぐっていただきますと要項がございます。この要項に従い採択事務を進めます。要項をめぐっていただきますと、平成２９年度使用教科用図書選定関係組織がございます。こちらを使って確認させていただきます。委員の皆様が最終的に採択をしていただくに当たり、ご自身で教科書をごらんいただけるよう準備させていただく予定でございますが、参考として選定資料というものを作成させていただいているところでございます。この作成手順がこの組織図とほぼ同一となります。本来ならば組織が構成される順に上段から説明するべきところですが、委員の皆様が採択に当たってごらんになれる選定資料がつくられる経緯の順番に沿って説明させていただきます。選定資料は、最下段、要項で申し上げると、第６条にあります教科用図書調査委員会の下部組織である校長１名、教員３名から構成される要項第９条にある「特別の教科 道徳」の専門部会によって、まずは

教科用図書を検討し、それぞれの特徴についてまとめた資料を作成いたします。この専門部会がつくった資料を、先ほど申し上げた第6条にあります校長によって構成される教科用図書調査委員会が、第12条にありますとおり、決められた様式によって校長を通じて提出された学校の意見を踏まえながら、さらにまとめていくことになります。教科用図書調査委員会がまとめた資料を、今度は上段、第3条にある教科用図書選定資料審議会に提示をします。こちらは、校長2名、市民代表としてPTA連合会会長、副会長、行政として教育部長、市の担当部長で組織されており、調査資料をさらに審議し、適正なものであるかどうかを判断いたします。委員の皆様の採択に当たっては、こういった経緯を経た資料が配付される予定でございます。裏面をご覧くださいますと、各委員会の名簿、まだお名前は入っておりませんが、今後、具体的な名前が入る予定であります。

3枚目には、採択事務の今後の予定がございます。既に校長会で説明、委員選抜の依頼は行っているところでございます。

教科書展示会については、5月15日の広報ホームページをもって広報したいと思っております。例年、法定展示である6月16日から7月5日までの14日でございますが、採択の年度である本年度は、特別展示として6月2日から6月15日を予定しております。10日間ほどの特別展示を行います。専門部会からの最初の資料の提出、これは6月26日を予定しております。その後は各委員会の日程調整を図り、皆さんは7月27日の定例教育委員会の場で8社の道徳の教科書の中から採択をしていただきたいと思いますと考えています。

なお、平成30年は中学校の「特別の教科 道徳」の教科書採択、平成31年は小学校の全教科の採択、平成32年は中学校の全教科の4年連続採択の予定となっております。さらに、特別支援学級の教科書は、毎年採択がございます。ご承知おきいただければと思います。

以上で説明を終わります。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。質問等がありましたらお願いをいたします。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

本年度「特別の教科 道徳」についての教科書ができ上がると思うのですが、現場のほうではどの程度、指導室のほうから情報提供がなされているのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

昨年度、道徳についての授業力向上研修会などを行いまして、特別の教科道徳について改めて周知し、どのような指導になるかということはお話をしているところです。また、教科書が選定されるということについては、常日ごろ校長会、それから道徳主任会を通して伝えているところでございます。その辺のところでは、もう既に各学校、新しい議論する道徳、考える道徳、そういったところについて考えておりますし、教科についても全校で通知表というものがある、ご存じだと思いますが、その中に子供の心の成長の部分につ

いて必ず記載すること。「道徳では」というような記載の仕方をするようにということで、指導して3年目になります。そういった意味ではその辺のところについての学校としての理解、また、伝える方法についても学んでいただけていると考えております。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

それから、6月2日から15日までが特別展示会、法定の展示会を含めまして、場所は大体どこを考えておられるのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

別館の1階の例年の場所の隣で調整を図っているところでございます。展示場所につきましては、本市は、多摩地区では7カ所しかない教科書センター、東京都では西多摩第2教科書センターということで、いろんな資料があったということで、いろいろ狭いというようなご指摘もあったところでございます。そこで教科書センターの事業を図書館のほうに移動することで非常に物品を減らしまして、採択ための展示のときには物が少ない状態で今年度からは可能になるのではないかと、今のところ調整を図っているところでございます。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

いままでと場所は変わらないということですか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

今までの隣の部屋を予定しています。今までの場所は、新たに会議室となりましたので、隣の場所を、総務課と調整しております。

委員（丹治 充君）

別館の。

指導担当課長（間嶋 健君）

はい。

委員（丹治 充君）

隣にできると。

指導担当課長（間嶋 健君）

はい。

委員（丹治 充君）

わかりました。

教育長（私市 豊君）

ほかにございますでしょうか。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

先ほど関係組織の説明をいただいたときに、各学校から上がってきたものを校長を通して教科用図書調査委員会に上げていくというお話だったんですが、各学校のから吸い上げる形式というのは、どのような形で校長が取りまとめをして調査委員会に上げていくのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

お答えします。

A 4、1 枚で、基本的には専門部会が作成するものとほぼ一緒の書式のものになっております。なので、見比べたときに、考え方、学校の意見と専門部会で考えたものとの違いというのが、一目瞭然でわかるようなものになります。

教育長（私市 豊君）

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

その A 4 の資料というのは、各学校 1 枚ずつ提出するという形なのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

もちろん希望は 1 枚なのですが。ただし、ここに記載し切れない場合、いろんなご意見もあるので選定、個々のものについて記載が多い場合、それからさまざまな意見があった場合には備考欄がありますので、そこで調整させていただくので、若干枚数が増える場合があります。

教育長（私市 豊君）

職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

結局、その学校の先生は、全員その道德の教科書を 8 社分見て、自分はこう思うという意見を出して、うちの学校はこれにしましょうというのをまとめて、それが校長を通じて調査委員会に出てくるというイメージでよろしいのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

学校内でももちろん調整ができる場合はそういったこともあると思いますが、やはり個々の意見もございますので、そこら辺は附帯意見として出てくる場合もございます。そこは校長を通しての意見の出し方でございます。基本的に様式は整っておりますが、そこは校長判断で複数になる場合もあります。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

補足いたします。この各学校の調査につきましては、調査ということですので、採択はこの教育委員会で行っていただくことになります。そのため、学校から出されるものについては、どの教科書がいいとか悪いとか、うちの学校はこの本を選びたいとかというコメントは入らない調査項目ということになります。

以上です。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

関連して東京都の都立学校あたりはどういうふうになっているのでしょうか。当市でも、かなり参考になるなと思うのですけども。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

都立学校につきましては、高等学校などは各学校で採択していきますが、道徳はありません。義務教育学校、中等教育学校につきましては、都教委、東京都教育委員会の採択ということになります。都立学校の採択については、仕組みの上で間違っていたらご容赦いただきたいのですが、本年度あきる野市の流れと同じように本年度採択をしていくことになります。

委員（丹治 充君）

日程的には、都のほうが早いのですか。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

手元に詳細な日程を把握できておりませんが、例年の流れを見ますとほぼ同じような時期で、若干早く採択されるとの印象を受けております。

教育長（私市 豊君）

ほかに。よろしいでしょうか。

小西委員。

委員（小西フミ子君）

教科書の専門部会の組織の中で直接の利害を有すると認められる者は、選定資料審議会、調査委員会の委員になることができないということがありますが、直接の利害という内容、どんなものなのか教えていただきたい。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

教科書を作成するに当たっては、その教科書の執筆等にかかわる教員もございますので、そういった者は当然かかわることはできないことになっております。

教育長（私市 豊君）

よろしいでしょうか。

委員（小西フミ子君）

わかりました。

教育長（私市 豊君）

よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、本件は報告として承りました。

続きまして、教育長及び教育委員の報告に移ります。

それでは、最初に私のほうから報告をさせていただきます。

この4月の活動の中で私が印象受けましたのが、あきる野市の少子高齢化、いわゆる生産年齢人口の減少というのが本当に進んでいるなというのが、まず4月2日の春季ソフトボール大会の開会式、出場のチーム数も減っております。それから、選手の高齢化が進んでおります。本当に若い人が少なくて、60歳以上でまだ本当に現役で頑張っている方が多いなという印象を受けました。

それから、同じ日に消防団の入退団式がありました。消防団員の数が減ってきてまして、現在、80人程度が定員から割れてしまっている状況です。ですから、地域での消防団員の確保については非常に苦心をしているところなんですけども、それに伴ってあきる野市の若い職員は、ほぼ100%消防団に入っているという状況があります。ただ、それについては功罪がありまして、余りに市の職員に頼り過ぎてきているというところが、実際にいざ災害が起こったときに地域の中で活動ができないという、そういうものがありますので、非常にこれもこれからどうするのかなというところで、頭を悩めているところがあります。

あと2つあります。町内会自治会連合会の総会、これも各どこの地域も入会する会員数がどんどん減っているという状況です。それから、役員のなり手がいない。高齢化の進展でいわゆる1人世帯の場合は、もう自治会、町会内に入れられないという家庭が本当に増えている現状が報告されております。この辺も地域をどのように保っていくのか。今までのようなやり方では、もうもたないのかなというような気がしております。では、どうするかということはあるんですけども、市としてもどのように、地域を保っていくのかというのが、非常に難しい時期に来ているなという印象を受けております。

最後に、この町内会自治会連合会の総会のときに、昨年でスポーツレクリエーション大会が終わりました。特段この取りやめについての意見はありませんでした。各地域でスポーツレクリエーション大会がなくなったということで、独自に何かを考えたい、実施したいという話は聞いております。ですから、スポーツレクリエーション大会の使命は果たしたのかと。ですから、次のステップに入り、各自治会で行っていくのだなという印象を受けましたので、これはこれで新しい段階に入ったということでよかったのかなという印象を持っております。

私からは以上でございます。

委員さんのほうから報告がありましたらお願いをいたします。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

6日、7日に小学校と中学校の入学式に出席してきました。教育委員会として告示を読ませていただくのですが、その告示の内容が市内一律ではなく、各学校に合わせたものになっています。なかなか保護者の方に直に教育委員が話をする機会というのは、こういった式の時しかないと思うので、その場でこの学校はこういう学校でこういうところを頑張っている学校ですよというのを直接お伝えすることができたのが非常に良かったと思います。告示の内容も指導室のほうでよく考えていただいて非常によかったです。

以上です。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございました。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

私は、特に入学式なり卒業式等で感じたことなのですが、各学校それぞれ指導が丁寧に行われているなというような、そういう印象を受けましたね。それは教職員の儀式に対する指導といいますか、所作といいますか、そういう点で職員のほうも、それから子供たちのほうも一生懸命やっている姿が大変印象に残りました。

以上です。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございました。

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

4月11日の中野サンプラザでの教育施策連絡協議会に参加させていただいて、英語は、興味がありましたけども、これから各学校で主体になる先生が多分いらっしゃると思うのですが、そこが余り各学校でかけ離れたことがないように指導室からの指導といいますか、そういうのを注意させていただいて、また、なにせ初めて教科になることになりますから、どのような内容になるのかを各学校で多分それぞれ工夫されてやっていくのだとは思いますが、その辺十分に精査していただいて、継続的に、児童が英語を嫌にならないように、中学へ行く前に英語が嫌いになったらおしまいですので、嫌いにならない方向で教員の方は勉強し、そして実践していただくと。そして、また工夫も入れてやっていただくと。なかなか難しいとは思いますが、是非、頑張っていただきたいなと思っています。

以上です。

教育長（私市 豊君）

小西委員。

委員（小西フミ子君）

私は、4月9日に青年学級すまいるの総会に参加しました。この団体は、昔から毎月1回、特別支援を卒業した生徒たちが集まって、山に登ったり、いろいろな会を行っています。スタッフは、ボランティアの形で元教員の方が多いのですが、子供たちが本当

に楽しそうに、毎月毎月その日が来るのを楽しみにしているようです。実際に、初めて総会に行きまして、スタッフの先生方から、この活動によって、この子供たちの笑顔を見たい気持ちはあるのですが、もう体力が若干ついていかない場合があるので、市が実施主体となって欲しい気持ちがある。生涯学習などで、是非やっていただけたらということ話をされていました。この学級はいろいろな部分で大切なことだと感じましたし、子供たちが集まった時の笑顔が、これからも続いていって欲しいなと思いました。市でも様々な事業を抱えているとは思いますが、そのような思いがあることをお伝えしたいと思います。

以上です。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

私から、先ほど田野倉委員のほうから入学式のお祝いの言葉が各学校によって沿った内容だということなので、その関連になりますが、私が担当した御堂中でのお祝いの言葉の中に菅生歌舞伎という文言が入っていて、終わってから菅生歌舞伎の指導者から、ああいったお祝いを話してくださってありがとうございましたという、お礼の言葉が直々にありまして、やはり各地域によって中身が違うというのは良いものだと思いますので、是非、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

それでは、ほかにないようですので、教育長及び教育委員報告は終了いたします。

最後に、事務局から今後の日程等についてご案内をお願いいたします。

教育総務課長。

教育総務課長（宮田健一郎君）

それでは、今後の日程等につきましてご案内をさせていただきます。

4月24日月曜日でございますが、東京都市町村教育委員会連合会第1回理事会が、東京自治会館で午後2時から開催されます。田野倉教育長職務代理者が理事となっておりますので、よろしくお願いいたします。12時50分ごろ市役所を出発したいと思いますので、よろしくお願いします。

5月10日水曜日でございます。午後2時から午後5時まで、教育委員会小中学校保護者等の参加による大規模地震対応訓練を行います。当日は教育委員の方々の安否確認の訓練ということで電話をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

5月20日土曜日でございます。この日は、東秋留小学校、増戸小学校の運動会が開催されます。

5月26日金曜日でございますが、関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会、研修会が、午後12時45分から神奈川県大和市のやまと芸術文化ホールで開催されます。出発時間等、詳細につきましては、また後日ご連絡をさせていただきます。

最後に、次回5月の定例会でございまして、5月25日木曜午後2時から505会議室で開催いたします。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、以上をもちましてあきる野市教育委員会 4 月定例会を終了いたします。

閉会宣言 午後 2 時 5 2 分